

第6章 計画の推進体制

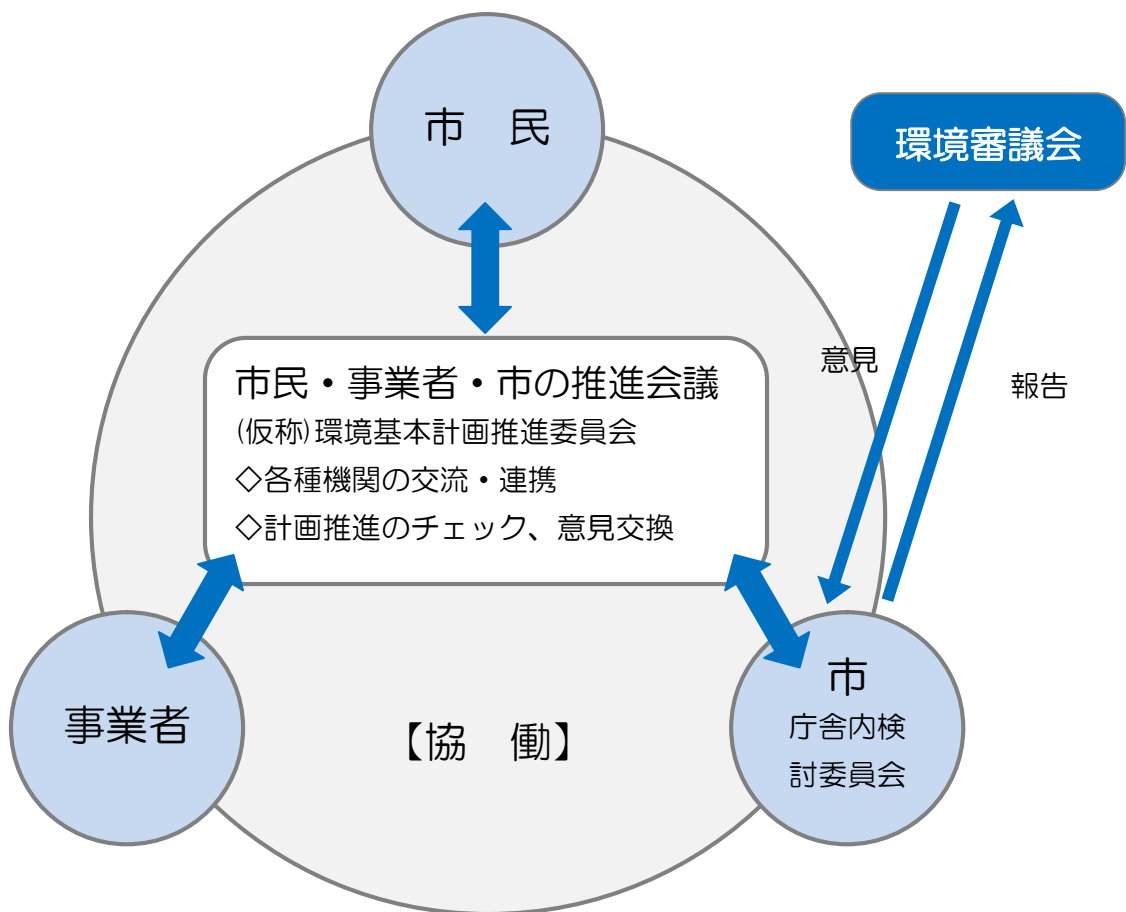
1 計画の推進組織

本計画の推進にあたり、東松島市環境審議会を計画進行のチェック機関として定期的
に開催し、施策・事業の報告及び意見の聴取を行っていくものとします。

また、市民・事業者・行政が、東松島市の環境の現状や環境活動の目的意識などにつ
いて共通認識に立つための協議の場として、推進会議（仮称：環境基本計画推進委員会）
の設置を検討していきます。

市役所内部では、本計画の各種施策を具体化し、総合的かつ計画的に推進するため、
横断的組織となる庁舎内検討委員会において、各種施策で複数の所管に係る事業の調整
や、計画の管理、必要な制度等の検討を行っていくものとします。

【計画の推進組織】



2 計画の進行管理と見直し

(1) 計画の進行管理

本計画は、計画を着実に実施していくため、PDCAサイクルにより進行管理を実施していきます。PDCAサイクルとは、施策を企画・立案し（Plan）、施策を実施し（Do）、施策の実施状況の点検や評価をし（Check）、見直し（Action）を継続的に行う管理システムのことです。

施策の達成度をみるための指標に基づき、施策の実施状況の把握や評価を行い、審議会他への報告や意見聴取を行います。

(2) 情報開示

東松島市の環境に関する状況については、毎年度「東松島市のかんきょう」で各種環境調査結果や施策進捗状況等を公表します。

(3) 計画の見直し

指標や施策などは、環境を取り巻く状況の変化や進行状況等によりPDCAサイクルで随時見直しを行っていきませんが、環境問題や社会的状況に大きな変化が生じた場合には、必要に応じ、計画全体の見直しを行い、これらに適切に対応することとします。

(4) 国や県、近隣市町村との連携

環境に関する課題の解決には、国や県、近隣市町村等との連携が重要です。

計画を効果的かつ効率的に推進するため、今後も関係機関との積極的な連携に努めます。

